

[テーマ3]

中小企業の倒産と保証人の責任、個人倒産制度の比較（事例研究）

韓国 金永根 (Kim, YoungGeun) 、 許承鎮 (Huh, Seung Jin) *

[中小企業の倒産と経営者の連帯保証]

自動車用天然ガス貯蔵容器などを製造・販売する中小企業であるA株式会社は、2015年5月1日甲銀行から10年満期、毎月1日に利息3%支払い、満期元金一括償還を条件に3億ウォンの信用貸付を受けた。A株式会社は2016年3月15日信用保証基金から信用保証を受け、乙銀行から8年満期、毎月15日に利息4%支払い、満期元金一括償還を条件に2億ウォンの信用貸付を受けた。A株式会社の代表取締役であるBは、A株式会社の上記銀行の融資及び信用保証基金の融資について連帯保証をした。A株式会社は甲銀行及び乙銀行に対して2021年9月まで利息を支払ったが、2021年10月分から利息の支払いができず、信用保証基金は遅滞なく信用保証約定に基づき乙銀行に弁済をした。

A株式会社は、2022年1月5日裁判所に対して再生手続開始の申立てをし、裁判所はA株式会社に対して2022年1月7日包括的禁止命令および保全処分をした。裁判所は2022年1月15日回生手続開始決定をし、A株式会社の代表取締役Bを管理人に選任した。

A株式会社の管理人Bは2022年5月5日、金融機関(信用保証基金を含む)の債務に対して50%現金分割弁済（10年間均等分割弁済、最初の弁済期は2022年12月31日であり、その後毎年12月31日に弁済する）、30%出資転換（出資転換の効力は回生計画案認可時に発生）、20%免除をする内容の回生計画案を提出した。裁判所はこの回生計画案に対する関係人集会の決議を経て、2022年6月15日に上記の回生計画案に対して認可決定をした。

* Kim, YoungGeun [Partner, Shin & Kim LLC, Korea] ; Huh, Seung Jin [Partner, Bae, Kim & Lee LLC, Korea]

翻訳：崔廷任（早稲田大学院法学研究所博士課程修了）

1. [質問] 各国は、中小企業の倒産（再生、破産）について、大手企業とは異なり、中小企業に対して適用する法律上、実務上の制度的仕組みがあるか、例えば手続の迅速化や中小企業の特性に合わせた制度的仕組みはあるか。

韓国の債務者回生及び破産に関する法律（以下「債務者回生法」）には、2005年3月31日制定（2006年4月1日施行）当時は、再生、再建手続として、回生手続と個人回生手続の2つ手続があったが、中小企業の特性を考慮した手続が必要であるという業界の要請を反映して、2014年12月30日法律改正（2015年7月1日施行）により、2015年7月1日から小額営業所得者である法人又は個人の両方に適用される簡易回生手続が新設された。

既存の回生手続の場合、多数の債権者が存在する大規模会社に適した旧会社整理手続をモデルとしたものであり、手続きが複雑で進行が遅く、調査委員報酬が大部分を占める予納金など、手続費用に対する負担がある点を考慮し、簡易回生手続においては、調査手続の簡易化、管理人選任省略、管理人の業務遂行方法の簡易化、可決要件の緩和などが採択された。

簡易回生手続は、回生手続開始の申立てを基準に回生債権及び回生担保権の総額が50億ウォン以下の範囲で、大統領令が定める金額(2015年7月1日制度新設当時は30億ウォンだったが、2020年6月2日50億ウォンに拡大)以下の債務を負担している法人又は個人である営業所得者を対象としている。ここでの「営業所得者」とは、不動産賃貸所得・事業所得・農業所得・林業所得その他これに類する収入を将来継続的又は反復して得る可能性がある債務者をいう。

2. [質問] 中小企業が再生手続開始の申立てをした場合、大手企業の申立て事件と比較してみて、調査委員の選任、調査委員の活動などに差があるか。

簡易回生手続において、裁判所は利害関係人の申立てにより又は職権で簡易調査委員を選任することができる。通常の回生手続では、一定規模及び業歴を有する会計法人の中でのみ調査委員を選任していたのとは異なり、簡易調査委員は回生委員の資格があり、調査に必要な学識と経験があり、その簡易回生手続に利害関係のない者の中から選任されなければならないが、その結果、裁判所事務官、中小規模の会計法人、会計士、弁護士、法務士、銀行員など多様な専門家に任せることができるようになった。

簡易調査委員は、債務者回生法第87条で定める調査委員の業務を大法院規則により、簡易

な方法で遂行することができる。通常の回生手続において、裁判所が調査委員に対し、「債務者の事業を継続する際の価値が債務者の事業を清算する際の価値より大きいか否か、及び回生手続を進めることができ正か否かに関する意見」を命ずるのとは異なり、簡易再生手続においては、「簡易回生手続を進めることができ正か否かに関する意見」を命じている。調査委員の業務の中で最も大きな比重を占める部分が継続企業価値算定であり、その部分に対して利害関係人の間で葛藤が生じ、その調査結果を巡り利害関係人の間の対立が尖鋭化するという点に照らしてみれば、継続企業価値を算定しないようにすることは簡易調査委員の業務軽減、簡易調査委員報酬算定及び債務者会社の費用節減と直結するといえる。

簡易調査委員による調査期間も短縮される結果、通常の回生事件において申立時から認可時まで早くても4~8ヶ月、長く1年以上かかるのに対し、簡易回生事件においては3~4ヶ月水準に短縮される事例が多くみられ、平均的にも約180日程度かかっている。

3. [質問] 各国において、「中小企業」が再生手続きに入るか、又は「中小企業」に対して破産宣告が下された場合、その保証人の保証債務の附隨性に対して倒産法上に例外根拠を置いているか。

韓国は、債権者が中小企業振興公団、信用保証基金、技術保証基金である場合には、回生計画認可決定を受ける時点で主債務が減輕または免除されるとときは、連帶保証債務も同比率で減輕または免除されると法律で定めている(中小企業振興に関する法律第74条の2、信用保証基金法第30条の3、技術保証基金法第37条の3)。

これらの法律は、民法上の保証債務の附隨性に関する条項を排除する特則を設けている債務者回生法に対する例外として、回生手続を利用する中小企業の中小企業振興公団、信用保証基金、技術保証基金に対する主債務が回生計画により減免される場合、その効果は主債務を連帶保証した代表者等にも及ぶとして、財政的困難に陥った中小企業の実効性ある再生とともに代表者等の再起を図ろうとするものである。

大法院は、技術保証基金法第37条の3の効力範囲について、回生計画において主債務の弁済期を延長したことも上記法律で定めている「主債務の減輕または免除」に該当すると判示している(大法院2016. 8. 17. 宣告2016ダ218768判決)。

技術保証基金法

第37条の3（連帯保証債務の減輕・免除）①「債務者回生及び破産に関する法律」第250条第2項、第567条、第625条第3項にもかかわらず、債権者が基金である場合には中小企業の回生計画認可決定を受ける時点及び破産宣告以後免責決定を受ける時点において主債務が減輕又は免除されるときは連帯保証債務も同比率で減輕又は免除する。 <改正2020.12.8.>

② 基金は、連帯保証債務者の再起支援のために必要な場合には、第29条の規定による業務方法書で定めるところにより、連帯保証債務を減輕し、又は免除することができる。 <新設2020.12.8.>

③ 第2項の規定により債務を減輕し、又は免除された連帯保証債務者でない他の連帯保証債務者は、民法第485条の規定にかかわらず基金に免責を主張することができない。 <新設2020.12.8.>

[本条新設2013.5.28.]

4. [質問] 各国において、中小企業の代表取締役が保証をした場合、当該代表取締役の保証債務を軽減するための議論があるか。

韓国は、2018年4月以降、政策金融機関(中小企業振興公団、小商工人市場振興公団、信用保証基金、技術保証基金、地域信用保証財団など)が債権者として中小企業に対して貸付する場合、又は民間金融機関のために保証をする場合、代表者に連帯保証を要求しないことにし、民間金融機関も政策金融機関が保証した貸付に対しては連帯保証を免除することに参加しており、次第に民間金融機関も政策金融機関が保証していない部分に対しても連帯保証を免除する傾向が増えている。

既に連帯保証がされている場合における軽減努力はまだ足りないが、一部の銀行または政策金融機関では、主債務が延長されても、連帯保証の延長を求めないようにしている。また、連帯保証人が2人以上の場合、内部規定を設けて、免責された連帯保証がある場合に他の連帯保証人に対しては保証責任を按分した50%（2人の場合）または33%（3人の場合）に該当する部分が軽減される配慮があると把握している。

5. [質問] 甲銀行と信用保証基金との関係において、主債務者であるA株式会社に対する再生計画案が認可されましたが、その際、保証人である代表取締役Bが甲銀行と信用保証基金に対して負担する保証債務はいくらなるのか。

本事例において債権残額及び回生計画による弁済案は利息を除けば次のようにになります。

	甲銀行	信用保証基金
Aに対する各金融機関の債権総額	3億ウォン	2億ウォン
弁済方法		
分割弁済(50%)	1億5000万ウォン	1億ウォン
DES(30%)	9000万ウォン	6000万ウォン
免責(20%)	6000万ウォン	4000万ウォン

甲銀行に対しては、保証債務の附隨性の例外が適用されないので回生計画認可決定にもかかわらず、保証人である代表取締役Bが負担する債務は、回生手続開始時の債権全額である金額3億ウォンから、出資転換によって弁済の効力が認められる金額、すなわち甲銀行が買収した新株の時価評価額に相当する債務額を差し引いた残額になる。

信用保証基金については、信用保証基金法に基づき保証債務の附隨性排除に関する債務者回生法の特則に対する例外が適用されるので、回生計画認可決定により保証人である代表取締役Bが負担する債務は0ウォンとなる。

6. [質問] 各国は、個人のために別途の再生手続を設けているのか、その場合、企業に対する再生手続と比べて、開始要件、計画案の認可に違いはあるか。

韓国は債務者回生法の第4編（第579条以下）で、個人のための別途の再生手続きを設けている。

個人債務者は給与所得者、営業所得者を含むが、債務額が無担保債権10億ウォン、担保債権15億ウォンを超過する場合には個人であっても「個人回生手続」ではなく「一般回生手続き（債務者回生法第2編の回生手続）」を利用することになる。簡易回生手続になることもある。

一般回生手続の棄却事由に比べると個人回生手続の棄却事由（債権額超過、財産目録・個人回生債権者目録提出義務違反、免責以後5年未経済等）がより多く定められている。

一般回生（第42条）	個人回生
1.回生手続の費用をあらかじめ納付しなかった場合	1.債務者が申立権者の資格を備えていないとき
2.回生手続開始の申立てが誠実でない場合	2.債務者が第589条第2項各号のいずれかに該当する書類を提出せず、又は虚偽で作成して提出し、又は裁判所が定めた提出期限を遵守しないとき
3.その他、回生手続によることが債権者一般の利益に適しない場合	3.債務者が手続の費用を納付しなかったとき
	4.債務者が弁済計画案の提出期限を遵守しないとき
	5.債務者が申立日より前の5年以内に免責（破産手続による免責を含む。）を受けた事実があるとき
	6.個人回生手続によることが債権者一般の利益に適しないとき
	7.その他、申立てが誠実でなく、又は相当の理由なく手続を遅延させるとき。

一般回生手続の場合、債務者が回生計画案を提出した後、関係人集会で一定金額以上の利害関係人の同意を得なければ認可決定を受けることができず、認可決定が下されればそれにともなう効果として権利変更、失権などの効力が発生する。

一方、個人回生手続の場合、債務者は回生計画案ではなく弁済計画案を提出しなければならず(第610条)、個人回生債権者集会では弁済計画案が可決される必要がなく、一定の場合は債権者の異議陳述のみ可能で(第614条第2項)、認可要件が満たされ裁判所が認可決定を下してもその認可決定には権利変更の効果がなく(第615条第1項)、弁済計画がすべて履行された後で免責決定が確定しなければ残余債務に対する責任は免除されない(第625条第1項、第2項)。

7. [質問] 各国では、個人の破産に関する別途の手続きを設けているか

韓国の債務者回生法は、第3編（第294条以下）において「個人破産」と「法人破産」を区分せずに個人と法人の両方が利用できる「破産手続」を規定しているが、個人の場合は第556条以下で免責及び復権に関する規定を設けている。

上記の規定にもかかわらず、実務上個人である債務者の破産手続は「個人破産手続」と呼び、このような個人破産手続は免責とつながっているため、法人破産手続とは異なる運用が行われている。

8. [質問] 各国において個人の破産に関する別途の手続きを設けているとすれば、企業の破産と比較して違いは何か。

法人の場合、破産終結時に法人格が消滅するので免責などの問題が発生しないが、個人の場合、財産を処分して債権者に配当する手続き以外に該当個人に対して別途の免責および復権決定を下してこそ実質的な利害関係調整が完了する。

法人と個人の両方とも債権者目録を提出しなければならないが(第302条第2項第1号)、個人の場合、悪意で債権者目録に記載していない請求権があるときは免責の対象から除外され(第566条第7号)、虚偽の債権者目録を提出したことが明らかになれば免責許可除外事由に該当する(第564条第1項第3号)。

そして個人である債務者の場合、住居用建物の賃貸借保証金返還請求権、債務者及びその被扶養者の生活に必要な6ヶ月間の生計費に使用する財産は破産財団から免除される(第383条第2項、いわゆる自由財産)。

個人破産の場合、破産及び免責を同時に申立てる場合がほとんどであり、別途の免責申立をしなくても債務者が破産申立をした場合には反対の意思表示がない限り免責申立も同時にしたものとみなされる(第556条第3項)。

破産宣告以後、免責審問期日が指定されるが、破産債権者等は免責審問期日から30日以内に免責申立に対する異議申立をすることができ、第1回債権者集会期日と同じ期日で意見聴取期日が進行される。そこで債権者は免責不許可事由に該当する事由があることを疎明しなければならない(第562条第2項)。

免責申立については、 i) 却下、 ii) 廃却、 iii) 免責許可、 iv) 免責不許可の決定が可能であるが、債務者回生法は原則として法定された免責不許可事由がなければ免責を許可するよう規定している（第564条第1項）。

破産宣告を受けると様々な公的または私的な資格・権利に対する制限が発生するが、免責決定が確定した場合、破産廃止の決定が確定した場合、又は破産宣告後詐欺破産による有罪確定判決を受けることなく10年が経過した時は当然復権される(第574条第1項)。

9. [質問] 代表取締役Bが株式会社Aのために負担する保証債務は免責可能であるか

非免責債権は以下のように法定されている(第566条)。

- 1.租税
- 2.罰金・料金・刑事訴訟費用・追徴金及び過料
- 3.債務者が故意に加えた不法行為による損害賠償
- 4.債務者が重大な過失により他人の生命又は身体を侵害した不法行為によって発生した損害賠償
- 5.債務者の労働者の賃金・退職金及び災害補償金
- 6.債務者の労働者の預託金及び身元保証金
- 7.債務者が悪意で債権者目録に記載しなかった請求権。但し、債権者が、破産宣告があったことを知っていたときは、この限りでない。
- 8.債務者が養育者又は扶養義務者として負担すべき費用

「株式会社Aを主債務者とした代表取締役Bに対する保証債権」は上記の非免責債権に含まれていないので、免責決定が下されれば免責される。

10. [質問] 代表取締役Bの債務に対する免責がある場合、上記の代表取締役Bに対する資格制限、例えば株式会社の取締役就任の制限などがあるか

商法上、取締役の資格に関しては特別な規定がないが、金融会社の支配構造に関する法律第5条第1項第2号によれば「破産宣告を受けて復権されない者」は金融会社の役員になれない。

しかし、免責決定が確定すれば当然復権されるため(第574条第1項第1号)、免責がなされれば上記のような制限もなくなることになるが、なお、信用下落などの事実上の不利益は残ることになる。

以上